



Pickup Law News

改正に向けて準備は万全ですか?? - 民法(相続関係)改正 -

はじめに

法制審議会民法(相続関係)部会が、平成27年4月21日から今年の3月28日までにかけて計19回開催され、いよいよ民法の「第5編 相続」(以下「相続法」)の改正に向けた動きが高まってきました。

私も、福岡県弁護士会に設置された相続法改正PTのメンバーとして、昨年6月21日に、法制審議会より発表された「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」に対する意見書作成に携わり、相続法改正の経過を追っております。

今回の「PickupLawNews」では、実際の改正に先駆けて、具体例を踏まえつつ、相続法改正のポイントについて、解説をしていきたいと思います。

遺言書を残した場合(遺留分の問題)

- 長男に会社の全株式を相続させたのに… -

(1) 具体例

例えば、経営する会社の株式を全て保有していた父が、自分が死んだ後は、長男に会社の経営を任せようと考えていたとします。

この場合、遺言書に「長男に全株式を相続させる」と記載すれば、問題はないのでしょうか?(父には株式以外に財産はないものと仮定します。)

【図①】相続開始前



【図②】相続開始後



この場合、遺言書に基づいて、株式は長男へ移転します(【図②】)。

しかし、母・次男・長女が、長男に対して、それぞれ、遺留分減殺請求権を行使した場合(【図③】)、**全株式**

のうち一定割合(具体的には、母 1/4、次男 1/8、長女 1/8)が、長男から各相続人へ移転することになります。

したがって、長男に全株式を取得させようと考えていたにもかかわらず、結果として、長男 100 株、母 50 株、次男 25 株、長女 25 株の割合となり、経営を巡って紛争が生じることが予測されます(【図④】)。

【図③】遺留分減殺請求権の行使



【図④】結果



(2) 現行法における遺留分の取扱い

遺留分とは、相続人の生活保障等のため、相続財産の一定割合を、兄弟姉妹以外の相続人に取得させるものです。

現行法では、遺留分権利者(上記事例の母・次男・長女)が遺留分減殺請求権を行使すると、上記の例のとおり、長男が取得するはずであった株式の一部が、直ちに、他の相続人に取得されてしまいます(このように、遺留分減殺請求権を行使すると、直ちに、遺留分の割合に基づいて、遺留分権利者が遺産を取得することを「物権的効力」があるといえます。)

このような事態は、株式以外、例えば、不動産等の場合でも同様に起こりますので、一つの不動産を共同相続人が共有することになる結果、その管理・収益・処分について、後に紛争の原因となります。

(3) 改正案の内容

これに対して、今回の相続法改正案では、**遺留分減殺請求権の物権的効力を否定して、遺留分権利者は、原則として、金銭請求権しかできないように改正**することが予定されています。

すなわち、上記の例でいえば、長男以外の相続人が遺留分減殺請求権を行使したとしても、直ちに株式を取得するのではなく、原則、長男に対して、遺留分侵害相当額の金銭の支払いを求めることができますとどまります（【図⑤】【図⑥】）。

ただし、長男の方から、金銭を支払うことに代えて、相当額の他の財産を選択し、相続人に取得させることもできます。



（４）問題点・対応

上述のとおり、改正案によれば、長男は、遺留分減殺請求権を行使されたとしても、直ちに株式を他の相続人と分け合うのではなく、金銭を支払うことで解決できます。

したがって、**被相続人である父が当初に望んだとおり、長男に会社の全株式を取得させ、経営を委ねることができます。**

しかし、当然ながら、長男に資力がない場合には、他の相続人に対して、株式を渡さざるを得ないことが想定されます。

現行法でも、改正法でも、遺留分権利者が任意に放棄しないかぎり、遺留分を完全に無視して相続を終わらせることはできません。



しかし、少なくとも上のような事態を避けるためには、①長男以外には、遺留分相当額の他の財産を相続させる、②遺留分減殺請求権を行使された場合の対象財産及びその順位を指定する、③価額賠償を行う、又は、④付言事項に被相続人の意思を残す等の対応が考えられます。

具体的な遺言書の作成や遺留分侵害の算定・対策についてお困りの場合は個別にお問い合わせください。

遺言書を残していない場合（銀行預金の問題）

- 銀行預金が引き出せない?? ... -

（１）具体例

先程と同じく、両親と子供３人の家族で、預金 300

万円を保有していた父が、遺言書を残さずに死亡したとします（【図⑦】）。



（２）従前の取扱い

預金債権等については、これまで、遺産分割の対象ではなく、遺言書がないかぎり、被相続人の死亡後、直ちに、共同相続人が、その法定相続分に応じて取得するものとされてきました。

したがって、その場合、共同相続人である母と３人の子供は、法定相続分（1/2:1/6:1/6:1/6）に応じて、それぞれ、母 150 万円、子供 50 万円を取得するとされてきました（【図⑧】）。

その結果、**相続人間で話し合いがまとまらずとも、例えば長男は、自己の取り分の 50 万円について銀行に対して払い戻しを請求することができていました。**

（３）改正案の内容と最高裁平成 28 年 12 月 19 日判決

これに対して、改正案では、預金債権を遺産分割の対象に含めることが予定されています。

また、実際の改正に先駆けて、先日、「預金債権を遺産分割の対象に含める」ことを認める最高裁判決が出されました。

この結果、従前とは異なり、**遺言書があるか、又は相続人全員の同意がある場合でないかぎり、遺産分割の成立前に預金債権の払い戻しを請求することはできなくなりました**（実際の事案でも、銀行からは払い戻しを拒否されています。）。

（４）問題点・対応

このような改正がなされた理由は、従来、預金債権等の可分債権が当然には遺産分割の対象とされておらず、遺産分割調停・審判等において、柔軟な解決を行うことができていなかったことにあります。

確かに、今回の最高裁判決及び改正により、そのような不都合の解消が見込まれます。

しかし、その反面、被相続人の死亡後、速やかに預金を解約して払い戻しを受ける必要がある場合にも、対応ができなくなるという弊害が考えられます（例えば、葬儀費用や相続税の支払原資の工面等）。

このような事態を避けるためにも、遺言書を作成

し、預金を誰に取得させるか明記すべきでしょう。

【その他、相続法改正のポイント】

その他、現在、改正に向けて議論が行われているのは、次の点になります。

配偶者の居住権保護

○短期居住権

配偶者は、相続開始時に、被相続人所有の建物に無償で居住していた場合、遺産分割により建物の帰属が確定するまでの間（遺言がない場合）、又は一定期間（遺言がある場合。例えば6ヶ月間）、継続して無償で使用できる。

○長期居住権

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物につき、遺言又は遺産分割において、被相続人の配偶者に、終身又は一定期間、その使用を認める法定の権利を新設する。

遺産分割の見直し

○配偶者の相続分の見直し

婚姻後、財産が増加した場合に、配偶者の具体的相続分を増加させる、又は、婚姻後一定期間（20年から30年）経過した場合、配偶者の相続分を増加させる

○一部遺産分割制度の明確化

遺言制度の見直し

○財産目録等については自署不要とする

○加除訂正の方式の緩和

○自筆証書遺言の保管制度の創設

相続人以外の者の貢献を考慮する方策

○被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く。）があるときは、その者が、相続開始後、相続人に対して、金銭の支払いを請求できる

※請求権利者の範囲を相続人ではない被相続人の二親等以内の親族に限定するか、そのような限定を付さないかについては、現在、議論がなされている。

【改正のスケジュール】

法制審議会より、平成28年6月21日に、「民法（相続関係）改正に向けた中間試案」が提出され、これに対して、全国の弁護士会から賛否入り交じる意見がなされました。

現在は、法制審議会において、これらの意見を踏まえた再検討がなされているところです。

当初は昨年中の改正が見込まれていましたが、現在の国会の状況からして、今年中の成立も難しいかと思われます。

実際の改正・運用はまだ先のことにはなりますが、相続がいつ起こるか分からないことを考えると、早めの対策が必要となります。



弁護士

神田 昂一

福岡県田川郡旧赤池町（現福智町）出身。予防法務、債権回収、コンプライアンス体制構築など、企業活動に関する様々な問題に迅速に対応いたします。お気軽にご相談ください。

事務局紹介

はじめまして。今年の4月にたくみ法律事務所の事務員として入所しました、佐藤ともうします。

生まれも育ちも福岡なので、福岡ソフトバンクホークスを応援しています。

また、筑後地方出身なので、昨年ファーム施設ができた時は、飛び跳ねるほど喜びました！

しかし、いざ観戦に行くとかかなり日焼けをし、数日間痛みに耐えています。

そして、野球観戦以外に、茶道も私の趣味の一つです。

茶道では「おもてなしの心」「侘び寂び」「一期一会」の精神を学んでいます。

茶道で学んだ精神を活かし、『常に依頼者の方の立場に立った行動』、『丁寧な電話対応及び来客対応』を心掛け、依頼者の方々に『相談してよかった』と思っただけのよう日々努力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



消費者契約法で、消費者は事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、

- ①重要事項について事実と異なることを告げること（不実告知）
- ②不確実な事項につき断定的判断を提供すること（断定的判断の提供）
- ③重要事項について利益となる旨を告げ、かつ、不利益となる事実を告げないこと（不利益事実の不告知）

によって誤認をして、契約をした場合、取り消すことが出来るとされています。（消費者契約法第4条1、2項）

例えば、

- ・家庭教師派遣業者が「家庭教師は東大生です」と勧誘したが、実際は東京〇〇大学の学生であったり（不実告知）
- ・保険代理店が「この終身保険は10年後に利益が出る」として勧誘したり（断定的判断の提供）
- ・マンション販売業者が隣接地に建物建設計画があるのを知って「眺望・日当り良好」と説明したり（不利益事実の不告知）

等して消費者と契約した場合に、これを信じて契約をした消費者は、契約を取り消せるというものです。

ここでは、いわゆる**広告が「勧誘」にあたるか？**という問題が従前から議論されていました。

広告は勧誘にあたるか？

消費者契約法の立案担当者の解説によれば「勧誘」は「特定の者」に向けた勧誘行為に限定されており、不特定多数の消費者向けの広告はどこでいう「勧誘」には該当しない＝消費者契約法における取り消しの対象ではないとされていました。



しかし、今年1月に出された最高裁判決において、（サン・クロレラ訴訟：最高裁第三小法廷平成29年1月24日判決）**「事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであっても、そのことから直ちにその働きかけが・・「勧誘」に当たらないということとはできない**」と判断されました。

つまり、「不特定多数に向けた広告」であっても、消費者契約法の「勧誘」に該当する可能性があり、不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知等と判断されれば、契約を取り消される可能性が出てくるということです。

ただし、上記判例をもってしても、広告がすべて「勧誘」に該当するわけではないですが、今回の最高裁判例は、**B to C 企業にとっては極めて重要な判例**です。

今年6月3日には改正消費者契約法が施行されます。

上記最高裁判例の理解も含め要注意です。

（文責：弁護士 壹岐晋大）



クライアントPR

福岡・北九州・熊本の九州3政令指定都市にて、社会人向けのオフィス登録型情報誌「ナッセ」の発行を中心に、地域密着の情報配信を行っている広告・出版会社です。



1993年3月に熊本市にて月刊誌「熊本Nasse」を創刊以来、地域情報誌を通して、人々の豊かなくらしに役立つ価値ある情報を発信し、地域社会の発展に貢献するべく、様々なサービスを提供しています。

地域の店舗情報をご紹介すると同時に、企業や地方自治体のパートナーとして、地域経済振興をサポートする「地方創生のプラットフォーム」を担う社会貢献型企業」を目指し、各種地域別発行物や官公庁との共同企画商品の開発など、様々な形での情報配信を通して、「最大限の反響の創造」地域経済の活性化」に

繋げる為の提案を行っています。

また、今年3月には、イベント・セミナー・バーゲン情報等をまとめた総合情報サイト「イセバ」を福岡エリアでオープンさせました。

本サイトは、「街に出て楽しむ」というテーマで、地域に暮らす人達の行動を喚起させ、地域経済の活性化に貢献することを最大の目的とした福岡では最大級のウェブサイトです。

今後は、地元自治体や企業との連携を強化して、福岡市以外にも情報掲載エリアを広げていきたいと考えています。

更に今後は、中国・韓国・台湾などの東アジアや東南アジアで展開している現地情報誌発行企業と連携してのインバウンド商品のリリースを計画しております。

福岡・北九州・熊本エリアでの広報をご検討の際は、是非ご相談ください。

株式会社サンマーク
ナッセ公式サイト



たくみ法律事務所は、事業運営や展開において、いわばブレイン的な存在と思っています



株式会社サンマーク(ナッセ)の代表取締役の阿多です。

弊社は地域情報誌「ナッセ」を中心に様々な媒体を展開している広告・出版会社です。

媒体を発行していることから、たくさんの読者さま、そしてクライアントさまを持ち、また編集・制作に伴う関係各社さまとも業務契約あるいは提携を結んでいます。

よって、コンプライアンス関連・商法上の契約関連・リスク関連・クレーム対応関連など、法的な知識に裏付けられた対応が常に求められます。

そのため「たくみ法律事務所」にご相談させてもらう事案は多種多様で、数多くの難題の相談をお願いしています。

ご対応については都度、宮田先生を軸として迅速にチームを組んでいただき、的確な

アドバイスで、事案の解決へと導いていただいております。

また、社内の労働問題やそれに対する提案なども併せて相談させていただいております。

弊社の事業運営や展開において、「たくみ法律事務所」は、いわばブレイン的な存在と言えるかと勝手に思っています。

この場をお借りしますが、日頃の感謝を表すると共に、今後ともよろしくお願いいたします。

株式会社サンマーク
代表取締役

阿多 浩一



会議風景。ここから様々なアイデアが生まれます

弁護士宮田より

この度はクライアント紹介コーナーへのご協力ありがとうございました。

株式会社サンマーク様は、「めさーじゅ」「ナッセ」といったフリーペーパーを発行し続け、地域の情報発信に尽力されています。

弊社でも、飲み会イベントでは、「ナッセ」を利用していただき、場所の選定をしています。

じっくり検討できるのも、ペーパーの魅力です。

余談ですが、弊社HPの写真は、株式会社サンマーク様の専属カメラマンに撮影していただき、とても見栄えの良いHPに仕上がっています。

弊社も少しでもお力になれるよう日々精進して参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

